

協議第47号

税務関係事務事業の取扱いについて

税務関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成16年7月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 税務関係事務事業の取扱い
<p>1. 税務関係手数料に関すること</p> <p>(1) 納税証明手数料、課税証明手数料及び住宅用家屋証明申請手数料は、合併時に香住町の例により統一する。</p> <p>(2) 税督促手数料は、合併時に村岡町の例により統一する。</p> <p>(3) 固定資産に関する証明手数料は、250円とする。ただし、土地については5筆までごとに1件とし、家屋については、5棟までごとに1件とする。</p> <p>(4) 公函、函面等の公文書の閲覧手数料は、250円とする。ただし、1人1種類1回を1件とし、1時間を超えるときは1時間までごとに200円を加える</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議